

報 道 資 料

平成26年4月15日
奈良県薬務課薬物監視係
担当：谷、吉田
内線 3174、3175
ダイヤル 0742-27-8664

脱法ハーブの吸引が疑われる救急搬送事例について

脱法ハーブの吸引に絡んだ事件や事故が各地で発生しており、奈良県でも、意識不明に陥り救急搬送される事例が発生しています。

県では、脱法ハーブを安易に吸引することの危険性について、キャンペーンやホームページ等で県民に対して注意喚起を行ってきたところです。

この度、平成25年度に県内で発生した脱法ハーブの吸引が疑われる救急搬送事例について、各消防本部、医療機関からの情報を取りまとめたのでお知らせします。

平成25年4月から26年3月までの1年間の発生件数は、8件です。

【平成25年度の疑われる事例】

○発生件数

年 月	件数	
平成 25 年	5月	1
	6月	2
	7月	3
	8月	1
	11月	1
合 計	8	

○発生場所

市町村	人数(人)
奈良市	1
大和郡山市	1
天理市	2
橿原市	1
桜井市	1
香芝市	2

○年齢

年 齢	人数(人)
10代	1
20代	6
30代	1

※ 主な症状：意識障害、嘔吐、不穏等

【注意喚起】

脱法ハーブは、店舗やインターネット上で、「合法ハーブ」「お香」「アロマ」などと称する商品が販売されているが、これらの商品には、麻薬、大麻、あるいはこれらの薬物と同じ作用を有する成分を含む商品も多く、大変危険ですので絶対に購入しないようにして下さい。

【県の対策】

- ・県民に対し、ホームページ、薬物乱用防止教室、出前トーク及びポスターなどを通じて、脱法ハーブの危険性を注意喚起し、啓発に努めています。
- ・また、輸入雑貨店4店舗に対して、県警察本部、近畿厚生局麻薬取締部と連携し、定期的に指導を実施し、疑わしい製品の販売自粛を要請しています。

【指定薬物の所持・使用等の禁止】

4月1日より指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けが新たに禁止されました。
違反した場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこれらが併科されます。

参考事項〈薬事法抜粋〉

（製造等の禁止）

第七十六条の四

指定薬物は、疾病の診療、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

（罰則）

第八十三条の九

第七十六条の四の規定に違反して、業として、指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者又は指定薬物を所持した者（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者に限る。）は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十四条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十 第七十六条の四の規定に違反した者（前条に該当する者を除く。）